

新型コロナウイルス感染症関連情報

国民健康保険税・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な損失を受けた方などを対象に、国民健康保険税・介護保険料の減免を行っています。希望する方は、各問合せ先へ、**事前に、電話で相談**のうえ、申請してください。

対象となる保険税(保険料)／令和4年4月1日～令和5年3月31日に納期限または年金給付の支払日となるもの

申請期限／令和5年3月31日(金)

対象・内容／世帯の主たる生計維持者が、次のいずれかに該当する場合

- ①死亡または重篤な傷病を負った ②令和4年の事業収入など(営業収入、農業収入、不動産収入、給与収入、山林収入で、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に係る各種給付金は含

まれません)の減少見込額が令和3年の事業収入などの10分の3以上 ※減少が見込まれる事業収入以外の所得の合計額が、400万円を超える場合を除く。

		減免の割合	
		国民健康保険税	介護保険料
対象	①	全額	
	②	減少する事業所得相当分の保険税の10分の2～10分の10(令和3年の合計所得金額に応じた割合) ※事業などの廃止や失業の場合は全額。令和3年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外。	減少する事業所得相当分の保険料の10分の8 ※事業などの廃止や失業の場合、令和3年の合計所得金額が210万円以下の場合は全額。
問合せ	国保年金課(☎232-9526)	介護保険課(☎232-9194)	

飲食事業者緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している飲食事業者に対して、事業継続を支援します。

対象／次のすべてに該当する事業者

- ①市内に事業所がある法人・個人事業主または市内に住所がある個人事業主 ②店内において飲食を提供することを業態とし、飲食させる設備を有する ③食品営業法による営業許可を受けている ④令和3年11月～令和4年3月に、前年、前々年、3年前の同月比で1か月の売上が30%以上減少した月がある

支援金額／法人…20万円 個人事業主…10万円 ※1か月の売上減少額が支援金額に満たない場合は、売上減少額を支援金額とします(千円未満切捨て)。

申請期限／6月30日(木)

申請方法／次のいずれかの方法で申請

電子申請	郵送申請
いばらき電子申請・届出サービス(https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/)から申請 ※右の二次元コードから申請できます。	申請書に記入のうえ、添付書類を添えて、郵送で、水戸市商工課(〒310-8610)へ ※申請書は同課、各出張所、各市民センターまたは市ホームページから入手できます。

問合せ／商工課(☎232-9185)

詳細は、市ホームページをご覧ください。また、その他の支援策についても、市ホームページをご覧ください。



暮 泉町一丁目バス停が 変わります

問合せ／交通政策課(☎291-3804)

5月26日(木)～令和5年5月下旬、新市民会館と京成百貨店をつなぐ国道50号上空通路の着工に伴い、泉町一丁目バス停(大工町方面行き)が使用できなくなります。高速バスを含めたすべてのバスの乗り降りができなくなりますので、ご注意ください。

なお、工事期間中は、仮のバス停を泉町二丁目(現在のバス停から大工町方面に約100m付近)に設置します。

暮 三の丸市民センターが一時移転します

問合せ／市民生活課(☎232-9151)

6月6日(月)～令和5年3月下旬、改修工事のため、三の丸市民センターが一時移転します。

なお、きずなBOXも、移転先に設置します。また、電気自動車普通充電器は工事期間中は利用できません。**移転先／大町1-2-40朝日生命水戸ビル2階**

電話番号／224-6600 ※移転前と変わりません。



税など

国民年金保険料詐欺にご注意ください

全国各地で、「日本年金機構」「委託業者」「社会保険庁」「厚生労働省」などの職員と称して、現金をだまし取ろうとしたり、家族構成や銀行口座番号、預金金額を聞き出したりするなど、不審な電話や訪問が発生しています。また、年金関係の書類を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話も相次いでいます。

日本年金機構職員や委託事業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、提示しま

令和4年度 納期のお知らせ
納期限/5月31日(火)

納付するもの	課税に関する問合せ
軽自動車税(種別割)	市民税課(☎232-9138)

納付に関する問合せ/収税課(☎232-9145)
※新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方は、同課に相談してください。

市税などの納付は便利で確実な口座振替で

口座振替のできるもの/市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など ※軽自動車(種別割)は、所有するすべての車両が対象(車両の指定不可)。
申込み/納税(納入)通知書、預(貯)金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預(貯)金口座のある市内の金融機関へ ※申込みから最初の口座振替までに、1~2か月かかります。後日、「口座振替開始のお知らせ」を郵送します。

す。委託業者の訪問員が現金を預かることはありません。また、市職員が、国民年金の保険料を徴収するために訪問することもありません。
不審な電話や訪問があった場合は、市国保年金課または年金事務所へお問合せください。
問/市同課(☎222-0100) または水戸北年金事務所(☎231-22003)、水戸南年金事務所(☎227-3278)

保健福祉

募集
在宅医療・
介護のお話し会

在宅医療や介護について考えてみませんか。
日/6月8日(水)、午前10時~

募集
シルバーリハビリ
体操教室

肩こり・ひざ痛予防など、生活機能の保持に有効な体操教室です。シルバーリハビリ体操指導士が指導します。
対/市内に居住する65歳以上の方 ※体操教室の会場や日程など、詳細は、会場一覧表をご覧ください。会場一覧表は、各市民センターなどで入手できます。詳細は、お問合せください。
問/地域支援センター(☎297-5000)

交通事故が原因で介護サービスを利用する際は届出を

65歳以上の方が交通事故などの第三者行為を原因として、介護保険サービスを受ける場合は、市に届出が必要です。届出後、市は介護保険サービス費用のうち保険者が負担した部分について、加害者側に請求します。届出がない場合、不利益を被

成年後見制度の
利用支援をしています

成年後見制度は、認知症や障害などにより判断能力が不十分な方に代わって、代理権を付与された成年後見人が、財産管理や介護サービスの利用契約などを行うものです。
市では、成年後見制度の利用に関する相談に応じています。この制度を利用するには、家庭裁判所に申立てをして審判を受けることが必要です。申立てをする親族がいない場合などは、市が代わって申立てすることもできます。

高齢者の虐待をなく
するために

虐待とは、殴る、蹴るなどの身体的虐待だけでなく、暴言や無視、嫌がらせ、介護の放棄なども当てはまります。支援する



接骨院や整骨院では国民健康保険の適用範囲を確認しましょう

接骨院や整骨院は、骨折・脱臼・打撲・ねんざなどの外傷に対し施術を行う、柔道整復師による施術所です。国民健康保険が適用されるのは、次の場合に限られますので、注意しましょう。

なお、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた方は、領収証を必ず受取り、領収証と施術の記録を保管してください。後日、施術日や負傷部位、施術内容などを調査する場合がありますので、回答を接骨院などに依頼せず、施術を受けた本人が回答するようにしましょう。

▼国民健康保険が適用される場合

- ・外傷性の原因によるねんざ、打撲、挫傷(肉離れなど)
 - ・外傷性の原因による骨折、脱臼(応急手当をする場合を除き、医師の同意が必要です)
- ※負傷の原因は正確に伝えるようにしましょう。療養費支給申請書は、内容をよく確認したうえで、自分で署名してください。施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。また、交通事故による外傷は、手続きが必要です。詳細は、お問合せください。

▼国民健康保険が適用されない場合

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良など
- ・神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎やヘルニアなどの病気によるこりや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術
- ・労災保険が適用となるもの

問合せ／国保年金課(☎232-9166)

人権擁護委員は、皆さんの人権が侵害されないよう注意を払い、人権侵害があったときには相談を受け、適切に対応します。

6月1日は 人権擁護委員の日です

家族の介護疲れから起こることもあります。高齢者への虐待は早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。
「虐待かも?」と思ったらときや、家族や自分のことなどで、少しでも不安があるときは、高齢福祉課や近くの高齢者支援センターに連絡・相談してください。通報者の秘密は守られます。
問／高齢福祉課(☎232-9174)

▼法務局による相談窓口
電話での相談
日／月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 専用電話／0570-003-110
インターネットでの相談
法務省ホームページ(<https://www.jinken.go.jp>)から相談できます。
問／水戸地方法務局(☎27-9919)
▼特設無料人権相談所
市では、特設無料人権相談所を年8回開設しています。暮らしの中での心配事や人権問題などの相談に、弁護士などの人権擁護委員が応じます。
日／6月10日(金)、午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで) 場／市役所6階 申／当日受付

問／水戸人権擁護委員協議会(☎227-9919)または市福祉総務課(☎232-9169)
**指定難病特定医療費
受給者証をお持ちの方へ**
▼更新申請を忘れずに
有効期間が満了する前に、更新申請が必要です。期間内に手続きを行ってください。
※県中央保健所から、通知を送付します。
申・問／県中央保健所(笠原町、☎241-0100)へ
▼市難病患者見舞金
受給するには、申請して認定を受ける必要があります。
なお、すでに申請済で、受給資格をお持ちの方は、改めて申請をする必要はありません。

	申込方法
手話通訳者・要約筆記者	市障害福祉課 (☎232-9173、☎221-4447)
盲ろう者向け通訳・介助員	県聴覚障害者福祉センター (☎248-0029、☎247-1369)
失語症者向け意思疎通支援者	県言語聴覚士会磯野方 (☎080-4753-2453、☎0294-32-7491、 ibarakiken_st@yahoo.co.jp)

問／市障害福祉課
申込期限／派遣希望日の7日前

対／市内に1年以上居住する方で、指定難病特定医療費受給者証を持ち、障害を事由とする市福祉手当などを受給していない方 見舞金(月額)／3000円
申請に必要なもの／受給者証の写し、預金通帳、個人番号が確認できる書類、身元が確認できる書類
申・問／障害福祉課(☎232-8053)へ ※郵送での申請もできます。詳細は、お問合せください。
**手話通訳者・要約筆記者
などを派遣します**
視力や聴力、言葉に障害のある方が、家庭や社会でコミュニケーションを円滑に図れるように、無料で派遣します。

障害者のための諸手当の手続きを

市内に居住している、心身または精神に障害のある方の生活に役立てるため、次のような手当を支給しています。諸手当を受給するには、申請して認定を受ける必要があります。

▼水戸市心身障害児(者)福祉手当

市内に1年以上居住する、心身に重度の障害がある方に支給します。

手当額(月額)・対象/3,500円…身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A・Aの方、身体障害者手帳3級で療育手帳Bの方 3,000円…身体障害者手帳3級の方、療育手帳Bの方、20歳未満で身体障害者手帳4級の方、20歳未満で療育手帳Cの方
※障害児福祉手当、特別障害者手当などを受けている場合、または福祉施設などに入所している場合は、支給されません。

▼特別障害者手当

在宅の方で、重度の障害が重複しているなど、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。
※受給資格者またはその配偶者や扶養義務者に一定額以上の所得があった場合、受給資格者が福祉施設などに入所している場合、病院などに継続して3か月を超えて入院している場合は、支給されません。

手当額(月額)/27,300円

▼特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を家庭で養育している保護者に支給します。

区分・対象/1級…身体障害者手帳1・2級と3級の一部の方、療育手帳A・A程度または同程度の精神障害のある方 2級…身体障害者手帳3級と4級の一部の方、療育手帳B程度または同程度の精神障害のある方

※受給資格者または扶養義務者に一定額以上の所得があった場合、障害のある児童が福祉施設などに入所している場合、障害を事由とする公的年金を受給している場合は、支給されません。

手当額(月額、一人につき)/1級…52,400円 2級…34,900円

▼障害児福祉手当

在宅の重度障害児で、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

※受給資格者または扶養義務者に一定額以上の所得があった場合、受給資格者が福祉施設などに入所している場合、障害を事由とする公的年金を受給している場合は、支給されません。

手当額(月額)/14,850円

申込・問合せ/直接、障害福祉課(☎350-8053)へ ※郵送での申請もできます。詳細は、お問合せください。

11時45分 場/市総合教育研究
曜日(全3回) 時/午前10時
期/7月5日・12日・19日の火
保護者同士の交流会を行います。
や期)などに関する講演の後)、
食育、歯の健康、育児(いやいや

募集

ほっとひといき
ママたいむ

子育て

申・問/5月15日(日)～31日(火)
に、電話またはファックスに、
希望する講座名、氏名、電話番号
を記入し、水戸サン・アピリ
ティーズ(☎・☎241-323
2)へ

場/水戸サン・アピリティーズ
(見川町) 対/障害のある方と
その家族または一緒に運動をし
たい方 料/無料
たい方 料/無料

講座	親子健康体操	エアロビクス
期日	第1日曜日 (6月～ 令和5年3月)	第4日曜日 (6月～ 令和5年3月)
時間	10:00～11:00	
定員	10名	20名

※いずれも定員になり次第締切り。

募集

ふれあい講座

家庭での子どもへの関わり方
など、子育てについてお悩みの
方を、ソーシャルワーカーや保
健師などが家庭訪問し、個別に
相談に応じます。
対/市内に居住する小学1年生
以下の子ども保護者 料/無料
申・問/申込書に記入し、郵送
またはEメールで、みと好文力
レッジ(〒310-0852笠原
町978-5総合教育研究所3
階、☎03-66002、☎col
lege@city.mito.lg.jp)へ ※申
込書は、みと好文力レッジ、各

訪問型家庭教育支援事業 業を利用しませんか

所 対/市内に居住する未就学
児の保護者 人/12名(定員を超
えた場合は抽選) 料/無料
申・問/5月15日(日)～6月15日
(水)に、Eメールに、件名「ほつ
とひといきママたいむ」明記の
うえ、住所、氏名(ふりがな)、
電話番号を記入し、みと好文力
レッジ(☎03-66002、☎
college@city.mito.lg.jp)へ
※無料の託児(生後6か月から)
があります。希望する方は、子
の氏名(ふりがな)、生年月日、
性別も記入してください。抽選
結果は、申込者全員に、はがき
で通知します。下の
二次元コードからも
申込みます。



災害時はラジオなどで情報を発信します
FMぱるるん(76.2MHz)で割込み放送を行います。
水戸市公式SNSやメールマガジンなどの各種媒体でも情報を発信します。

メールマガジンの
申込みはこちら▶



幼児健康診査

お子さんの成長を確認し、日頃の育児で気になる事なども相談できます。対象の方には、順次、案内通知を郵送しています。

▼1歳6か月児健診(医療機関健診)

かかりつけの医院や歯科医院で受けられるようになりました。忘れずに受診しましょう。

対象/1歳6か月～1歳11か月 内容/①一般健康診査(問診、計測、診察、保健指導) ②歯科健康診査(歯科健診、歯科指導)

▼2歳児歯科健診(集団健診)

対象/2歳6か月～2歳11か月 内容/歯科健診、フッ化物塗布(希望者)、歯科・発達・栄養・育児相談

▼3歳児健診(集団健診)

対象/3歳0か月～3歳11か月 内容/問診、計測、診察、歯科健診、視聴覚検査、尿検査、保健指導、歯科・発達・栄養・育児相談

※日程や申込方法など、詳細は、案内通知または市ホームページをご覧ください。

問合せ/子育て支援課(☎350-1216)



新生児聴覚検査費用の一部助成

市民センターまたは市ホームページで入手できます。

令和4年4月1日から、出産後に医療機関で実施する新生児聴覚検査費用の一部助成を開始しました。

対/令和4年4月1日以降に新生児聴覚検査を受けた生後27日以内の乳児の保護者 申/受診票に記入し、受診する医療機関へ ※受診票は、母子健康手帳交付時にお渡しする母子のしおりに添付されています。令和4年3月31日までに妊娠届を出した方のうち、出産予定日が令

結婚に伴う費用の一部を補助します

市では、結婚に伴う新生活の準備費用を、最大で30万円まで補助します。
対/次のすべての要件を満たす方 ①令和4年1月1日～令和

和4年3月15日以降の方には、順次、受診票を郵送しています。対象者の方で、受診票が届いていない方は、お問合せください。また、県外の医療機関で受診する場合は、申込方法が異なります。詳細は、市ホームページをご覧ください。
問/子育て支援課(☎350-1216)

地域福祉を支える仕事をしてみませんか。
募集職種/総合職(介護・支援・相談) 募集人数/若干名 受験資格/次のすべてを満たす方
①昭和55年4月2日以降生まれ
②社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、社会福祉主事のいずれかの資格を有する
③普通自動車運転免許を有する
④夜間勤務ができる方 採用日/令和4年8月1日 試験日/

募集 市社会福祉協議会職員

暮らし

5年3月31日に婚姻届を提出し、申請時に水戸市に住民票を有する ②夫婦の令和2年中(令和4年7月以降の申請の場合は令和3年中)の所得を合算した額が400万円未満である ③申請時点で夫婦ともに満40歳未満である ④市税などの滞納がない ※その他にも要件があります。
補助対象/新規の住宅取得費用、リフォーム費用、新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など)、結婚に伴う引越費用(引越業者や運送業者に支払った費用) 申請期限/令和5年3月31日(金)
申・問/直接、☎こども政策課(☎232-9176)へ

募集 男女平等参画推進委員会委員

6月5日(日) 申込期限/5月27日(金)
※申込方法など、詳細は、募集案内をご覧ください。募集案内は、市社会福祉協議会(ミオス2階)または市福祉総務課にあります。また、同協議会ホームページ(<http://www.mio-syokai.or.jp>)からも入手できます。
問/市社会福祉協議会(☎309-5001)



市の男女平等参画に関する施策の審議などを行います。
対/市内に居住または通勤・通学する18歳以上の方 募集人数/3名程度 任期/2年間 選考方法/書類審査、面接審査 報酬額/月額7000円
申・問/6月23日(木)(必着)までに、申込書に記入し、「私の考える男女平等参画の推進」をテーマにした800字以内の作文を添えて、直接または郵送、ファックス、Eメールで、水戸市男女平等参画課(〒310-0063 五軒町1-2-12みと文化交流プラザ5階、☎226-3316、☎226-3160、☎danjo-kouza@city.mito.jp)へ ※申込書は、同課、各出張所または市ホームページから入手できます。

募集
水戸市立図書館
協議会委員

市立図書館の適正かつ円滑な運営を図るため、図書館協議会委員を募集します。

対／市内に居住または通勤・通学する18歳以上の方 募集人数／1名 任期／2年間 選考方法／書類審査 ※詳細は、募集要項をご覧ください。

申・問／5月16日(月)～6月6日(月)(平日消印有効)に、申込書に記入し、郵送またはファックスで、中央図書館(〒310-0000 062大町3-3-20、☎226-3951、☎2255-2769)へ ※申込書と募集要項は、同館または市ホームページで入手できます。

募集
シニア情報生活
アドバイザー養成講座

パソコンやスマートフォン、インターネットの活用方法を、シニアで初心者の方に教える方法を学びませんか。最終日の認定試験で、シニア情報生活アドバイザーの資格を取得できます。

期／7月2日～30日の土曜日(全5回) 時／午前9時30分～午後4時～月30日は午前11時～午後4時(場) いきいき交流センターあじさい(末広町2) 対／

募集
美文字レッスン

筆ペン、ボールペンといった身近な筆記具で、のし袋などに自分の名前を美しく書いてみましょう。

期／6月13日(月)・27日(月)、7月11日(月)(全3回) 時／午後1時30分～3時(場) いきいき交流センターあじさい(末広町2) 対／市内に居住する方 人／15名(定員になり次第締切り) 料／無料 持ち物／筆記具 申・問／5月26日(木)～31日(火)に、直接または電話で、いきいき交流センターあじさい(☎226-2002)へ

県央地域9市町村での
公の施設の広域利用

市では、県央地域の8市町村(笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城

里町、東海村)と協定を結び、水戸市民も、県央地域内のスポーツ施設や図書館などの施設を、その市町村住民と同じ条件で利用することが出来ます。

※対象施設など、詳細は、いばらき県央地域ガイドホームページ(<http://www.mito-kouiki.com>)をご覧ください。お問合せ先は、政策企画課(☎226-0106)。



わくわくプロジェクト
令和3年度事業報告会

市民活動団体と市が協働で事業に取り組むわくわくプロジェクト。令和3年度に実施した4つの事業報告を行います。

日／5月27日(金)、午後1時30分～ 場／市役所4階 申／当日受付 報告事業名／「介護助手養成ちいすけ水戸」、「親子で楽しむ森あそび森っこ」、「LD、HSCの子どもが育つ環境を整える事業」、「公園にハートいっぱい」の種を蒔こう」 問／市民生活課(☎226-0151)

水戸おもちゃクリニック

子どもの壊れたおもちゃを、おもちゃドクターが修理します。

場所	期日	時間
市福祉ボランティア会館(ミオス2階)	毎月第2・4金曜日	13:30～15:30
いきいき交流センターふれしあ(吉沢町)	毎月第3金曜日	

料金／無料(交換部品代などを除く) 申込み／当日受付 ※おもちゃを持参してください。

5月30日は
「ごみゼロの日」

5月30日は、ごみの減量と、資源の有効活用をあらためて意識してみませんか。

市では、資源物として、紙類、布類、びん・缶類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装などを収集しています。資源物として出されたものは、さまざまな製品や原料に生まれ変わるため、限りある資源を有効に活用することができます。ごみの減量にもつながります。分別をしっかりとって、ごみの少ない美しいまちを目指しましょう。

問／ごみ減量課(☎226-0114)



みんなでつくる防災のまち ～建物の耐震化について～

問合せ／建築指導課(☎232-9210)

昭和56年5月以前に着工された建物は、法律に定められた耐震基準が強化される前の建物です。旧耐震基準で建てられた住宅は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などでも大きな被害を受けています。このうち熊本地震では、旧耐震基準で建築された木造住宅は、それ以降の木造住宅と比べ、倒壊・崩壊率が約4倍でした。

今後、発生が予想される首都直下型地震など、大きな地震に備えて、建物の耐震性能を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修を実施しましょう。

耐震化を支援しています

昭和56年5月以前に着工された建物を対象に支援を行っています。詳細は、お問合せください。

▼一戸建ての木造住宅

- 耐震診断士を派遣しての耐震診断

自己負担額／5,000円

受付期間／7月1日(金)～9月30日(金)

- 耐震診断で耐震改修が必要と判断された住宅については、改修のための設計費・工事費を補助

補助額／次のとおり

- 設計と工事をセットで行う場合…100万円まで
- 設計と工事を別に行う場合の設計費…10万円まで
- 設計と工事を別に行う場合の工事費…50万円まで

受付期間／11月30日(水)まで

▼病院・店舗・ホテルなどの用途で一定規模以上の建物

- 耐震診断に係る診断費用の3分の2を補助

※建物の面積に応じて上限あり(限度額は250万円)。



オオキンケイギクの 駆除にご協力を

特定外来生物オオキンケイギクが、5月から7月にかけて沿道や庭先に黄色い花を咲かせます。放置すると、自然環境に悪影響を及ぼしますので、駆除にご協力ください。駆除の方法など、詳細は、お問合せください。
問／環境保全課(☎232-9210)

太陽光発電設備の 廃棄等費用積立

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法により、7月から、FIT・FIT-P認定を受けた10kW以上の事業用太陽光発電の事業者は、太陽光発電設備の廃棄等に関する費用の積立を行わなければなりません。
発電事業者の方は、資源エネルギー庁ホームページ(<https://www.enecho.meti.go.jp>)に表示している廃棄物費用積立ガイドラインに基づき、適切な対応をお願いします。
問／環境保全課(☎232-9210)

問 ▼売却区分番号／水4-1

土地	所在	地番	地目	地積	見積価格 (公売保証金)
	萱場町字 裏山	935番2	宅地	427.60㎡	
	935番4	山林	84.00㎡ (持分2分の1)		

公売日時／8月9日(火)、午後2時30分～3時(午後2時から受付、

説明) 場所／市役所4階 申込み／当日受付

※公売は、直前に中止となる場合がありますので、事前に、お問合せください。詳細は、市ホームページをご覧ください。

不動産公売

建設リサイクル法を ご存じですか

建設廃棄物のリサイクルを進めるため、床面積が80㎡以上の建築物の解体工事などには、工事現場での分別解体と再資源化などが義務付けられています。

対象となる工事をするときは、工事着手7日前までに、建築指導課へ届出書を提出してください。
問／同課(☎232-9210)

開発行為に関する工事 完了後は完了検査を

都市計画法に基づき開発許可を受けた方は、工事が完了したときに市に完了届を提出し、完了検査を受ける必要があります。検査の結果、開発許可の内容に適合していると認められたときは、検査済証を交付します。検査済証の交付を受けていないと、増改築の際に支障が生じます。必ず完了検査を受けてください。
問／建築指導課(☎232-9210)

遺跡のある場所での工事 には届出が必要です

遺跡がある場所での土木工事や建築工事を行う場合は、文化財保護法に基づき、工事着工の

60日前までに届出の提出が必要です。

届出方法／随時受付していますので、届出用紙に記入の上、図面を添えて、直接、埋蔵文化財センター(塩崎町)へ ※届出用紙は、同センターまたは市ホームページで入手できます。遺跡の確認方法／随時受付していますので、住宅地図に、確認したい場所、連絡先を記入し、直接またはファックスで、同センター(☎269-5090)へ

※遺跡範囲を見直し、4月1日から埋蔵文化財包蔵地分布地図を更新しました。詳細は、お問合せください。
問／同センター

生垣を設置しませんか

緑豊かな住みよいまちづくりのため、生垣を新設する方に補助金を交付しています。補助を受けるには、設置前の申請が必要です。

対象/次のすべての要件を満たすこと ①住宅用地に生垣を新設するか、既存のブロック塀などを取壊し、生垣を設置する ②公道に面し、生垣の延長が5m以上である ③生垣としての外観を備え、生垣の高さがおおむね1m以上である ④販売目的の住宅用地に設置するものでない ※この他にも要件があります。

補助額/①生垣の設置に要する経費の2分の1(上限15万円。1m当たりの上限は5,000円) ②生垣を設置するためのブロック塀などの撤去に要する経費の2分の1(上限9万円。1m当たりの上限は3,000円)

※ブロック塀の撤去のみの場合は、補助の対象にはなりません。

申込・問合せ/直接、公園緑地課(☎232-9214)へ ※詳細は、市ホームページをご覧ください。



電気柵購入費用を補助します

イノシシによる農作物被害を防止するため、電気柵の購入に必要な費用の一部を補助します。詳細は、お問合せください。

対/水戸市に住所を有し、イノシシの被害を受けた、または受けられるおそれのある市内農地を所有または耕作する方で、昨年度の補助金を受けていない方 補助額/購入費の2分の1以内(上限12万円) ※購入前の申請が必要です。すでに購入した電気柵は対象外です。
問/農産振興課(☎259-2212)

民有林の造林事業補助

良好な森林環境を保全・維持するための植林、間伐などの森林整備に係る経費の一部を助成します。

補助金交付には、森林整備の規模、内容などの条件があります。詳細は、お問合せください。
問/農政課(☎329-9181)

対/市内に土地または建物を所有する方 補助額/駆除費用の2分の1(上限1万円) ※駆除や申請は、同じ年度内に行われ

スズメバチ駆除費用の一部を補助します

対/市内に土地または建物を所有する方 補助額/駆除費用の2分の1(上限1万円) ※駆除や申請は、同じ年度内に行われ

たものが対象です。
申・問/申請書に記入し、直接、消防救助課(☎221-0124)へ ※申請書は、同課または市ホームページから入手できます。

水防訓練

消防職員・団員が水防工法技術訓練や舟艇訓練を実施します。
日/5月29日(日)、午前9時30分から 場/柳河市民運動場
問/消防救助課(☎221-0124)

水道週間

楳川浄水場一般開放

6月1日(水)～7日(火)は水道週間です。期間中は、楳川浄水場の浄水施設を見学できます。
開放時間/午前9時～午後4時
問/水道総務課(☎231-4115)

文化・教養・スポーツ

募集 ことばのひびきを楽しもう!

英語と日本語で行う読み聞かせや手遊び歌を楽しんでみませんか。
期/6月18日(土) 時/午前11時～正午(受付は午前10時45分)

森林公園の催し

募集

▼サツマイモ栽培体験

サツマイモの苗を植えます。収穫は10月に行います。

日時/6月4日(土)、午前9時30分～11時30分
場所/ふるさと農場(全隈町) 対象/小学生以下とその保護者 定員/30名(定員を超えた場合は抽選) 料金/300円 申込期間/5月24日(火)～28日(土)

▼梅の実収穫と梅ジュース作り

梅の実を収穫してジュースを作り、昼食に手打ちそばを食べます。

日時/6月11日(土)・12日(日) 時間/午前10時～午後1時 場所/森林公園森の交流センター 定員/各10名(定員を超えた場合は抽選) 料金/1,000円 持ち物/梅ジュースを入れるビン(3ℓ以上) 申込期間/5月25日(水)～29日(日)

申込・問合せ/各申込期間の午前8時30分～午後5時に、電話で、森林公園森の交流センター(☎252-7500)へ ※抽選結果は、当選者だけに、電話でお知らせします。

募集

子どもの本の広場

図書館員による新刊児童図書を紹介や、小学校の図書ボランティア同士の情報交換会を行います。

募集 オセロ小学生グラウンド

オンラインで開催する予選大会への出場者を募集します。予選を勝ち抜いた方は、対面で開

ら、午後2時～3時(受付は午後1時45分から) 場/市国際交流センター(備前町) 人/各15名(定員になり次第締切り) 料/無料
申・問/5月25日(水)の午前9時から受け付けますので、直接または電話、ファックス、メールに、「ことばのひびきを楽しもう!」と明記のうえ、希望時間、住所、参加者全員の氏名(ふりがな)、年齢(子どものみ)、電話番号を記入し、市国際交流協会(☎221-1800、☎221-5703、mita@mito.ne.jp)へ

日/6月20日(月)、午前10時～正午 場/内原図書館 対/小学校での読み聞かせや図書室での活動をしている方または小学生の読書に興味がある方 人/15名(定員になり次第締切り) 料/無料 申/5月24日(火)～6月16日(水)に、電話またはファックスに、代表者の氏名、電話番号、参加人数を記入し、小学校での読書を考える会水戸ネットワーク事務局田坂方(☎254-5300)へ

問/同事務局田坂方または中央図書館(☎229-3005)



募集

スポーツに親しみませんか

ファミリースポーツフェスティバル

期日/6月26日(日) 場所/総合運動公園 対象/県央地域に居住
または水戸市内に通勤・通学する方 ※詳細は、下表をご覧ください。
料金/無料 ※テニスは有料。

種目	時間	対象	定員
テニス	9:00~16:00	詳細は、同協会ホームページをご覧ください。	
野球	10:00~11:30	未就学児と保護者	各30組
	13:00~14:30	小学1~3年生と保護者	
ウォーキング	10:00~11:00	未就学児と保護者	各10組
	13:00~14:00	小学1~3年生と保護者	
サッカー	10:00~11:20	年中・年長と保護者	各30組
	13:00~14:20	小学1~3年生と保護者	
スナッグ ゴルフ	10:00~11:30	年中・年長と保護者	各15組
	13:00~14:30	小学1~3年生と保護者	
ラグビー	10:00~11:00	年中・年長と保護者	各20組
	13:00~14:20	小学1~3年生と保護者	
親子ヨガ	10:00~11:00	年中・年長と保護者	各15組
	13:00~14:00	小学1~3年生と保護者	

※いずれも定員になり次第締切り。

申込み/5月16日(月)~6月7日(火)に、スポーツ振興協会ホームページ(<http://maas.or.jp>)から申込み
問合せ/同協会(☎243-0111)

アダストリアみとアリーナスports教室体験レッスン

期間/6月4日(土)から 場所/アダストリアみとアリーナ
申込み/6月1日(水)から受け付けますので、直接、アダストリアみ
とアリーナへ ※受付時間は、火曜日~金曜日の10:00~17:00。
※参加費は、体験(1回きり)のものです。6回分の回数券もあります。
詳細は、お問合せください。

問合せ/同アリーナ(☎303-6335)

▼こころとカラダの調整教室

教室名	曜日	時間	対象
ゆるめるヨガ	火	13:00~14:00	18歳以上の方
シンプルヨガ	水	10:00~11:00	
ペルピックスストレッチ		12:00~13:00	
やさしい健康ピラティス		13:30~14:30	
ハッピーヨガ		19:30~20:30	
骨盤調整ヨガ	木	10:30~11:30	
マインドフルネスヨガ		12:00~13:00	
ボールエクササイズ	金	14:00~15:00	
シンプルヨガ		10:00~11:00	
ピラティス		12:30~13:30	
リラックスヨガ		14:30~15:30	

定員/各15名(定員になり次第締切り) 参加費/900円(1回)

▼65歳からの体力づくり教室「げんきクラブ」

教室名	曜日	時間	対象
げんきクラブ①	火	10:30~11:30	65歳以上の方
げんきクラブ②	金	13:00~14:00	

定員/各15名(定員になり次第締切り) 参加費/900円(1回)

▼ジュニアHIPHOPスクール体験

期日/土曜日 時間/10:00~11:00 対象/小学生 定員/20名
(定員になり次第締切り) 参加費/1,100円(1回)

催す決勝大会に出場できます。
期/予選大会:6月12日~7月
3日の日曜日 対/小学生 人
各500名(定員になり次第締
切り) 料/無料 申/日本才セ
口連盟ホームページ(<https://www.othello.gr.jp>)から申込み
※決勝大会の日程や場所など、
詳細は、同連盟ホームページを
ご覧ください。

問/同連盟(☎03-3843-7
611)または市文化交流課(☎
261-3846)

美術の名品を紹介します。
期/6月12日(日)まで 時/午
前9時30分~午後5時(入場は午
後4時30分まで) 場/県近代美
術館 料/一般1210円、満
70歳以上600円、高校・大学
生1000円、小・中学生49
0円 ※5月28日(土)は、満70
歳以上の方無料。

▼優先入場予約ができます
事前に、同館ホームページ(<http://www.modernartmuseum.jp/>)の
「予約」から申込み、指定した
時間に優先的に観覧できます。
申込方法など、詳細は、同館ホ
ムページをご覧ください、お問
合せください。

問/同館(☎243-5111)ま

たは市文化交流課(☎269-1-3
846)

**市芸術祭
交響楽演奏会(第一部)**

日/5月29日(日)、午後2時か
ら 場/ザ・ヒロサワ・シテイ
会館 料/大人1300円、学
生100円 出演/茨城交響楽
団 申/電話で、ザ・ヒロサワ・
シテイ会館チケット予約センタ
(☎241-1106)へ ※直接、
同館でチケットを購入するこ
とができます。詳細は、市ホ
ムページをご覧ください。

問/文化交流課(☎269-1-38
46)

募集

早起きソフトテニス教室

期/6月25日~8月6日の土曜
日(全5回) ※雨天時は翌週に
延期。 時/午前6時30分~8
時30分 場/総合運動公園第2
テニスコート 対/小学3年生
以上 人/40名(定員になり第
締切り) 料/大人:3000円、
高校生以下:2000円(傷害保
険料を含む) 持ち物/運動ので
きる服装、テニスシューズ、ソ
フトテニス用ラケット、飲み物
申/5月23日(月)の午前9時30
分から受け付けますので、参加料
を添えて、直接、総合運動公園
体育館へ ※中学生以下は、保

募集
国民皆泳水戸市
水泳大会

護者が申し込んでください。
問/スポーツ振興協会(☎24
1-0704)

水に親しみ、体力向上を目指
するため、学童泳力テストを行
います。

日/7月26日(火)、午前8時開場
場/小吹運動公園屋内プール
対/市内に通学する小学4~6
年生 料/無料 種目/自由形
など 申/6月13日(月)までに
各学校へ申込み
問/スポーツ振興協会(☎24
3-0111)

歴史館まつり

日/6月4日(土)・5日(日)、
午前10時～午後3時 場/県立
歴史館 内容/勾玉づくり体験
はたらく車展示(パトカー、消防
車、建設車両など)
問/同館(☎255-4425)ま
たは市歴史文化財課(☎306-
8132)

ボーイスカウト・
ガールスカウト団員

キャンプや野外活動、ボラン
ティアなどの集団活動をおし
て、楽しく学び、成長できる活
動を試してみませんか。
対/幼稚園年長以上

※活動内容など、詳細は、市ホ
ムページをご覧ください
るか、お問合せくだ
さい。



問/日本ボーイスカウト茨城県
連盟(☎226-8482)、ガ
ールスカウト茨城県連盟(☎22
6-5438)または市生涯学習
課(☎306-8692)

募集
少年自然の家
サマーキャンプ

日/7月29日(金)の午前8時4
分～30日(土)の午前10時1泊2
日 場/少年自然の家(主隈町)

対/市内に居住または通学する
小学4～6年生 人/54名(定員
を超えた場合は抽選) 料/35
00円(材料費、食事代など)

内容/テント野営体験、野外炊飯
申・問/6月24日(金)までに、
ファックスまたはEメールに、
住所、氏名(ふりがな)、性別、
学校名、学年、保護者名、電話
番号、食物アレルギーの有無を
記入し、少年自然の家(☎54-
2200、☎254-2201、
shizen@city.mito.lg.jp)へ

募集
千波湖環境学習会

期日	時間	集合場所	テーマ
6/4(土)	19:00～ 21:00	常磐神社前 駐車場	千波湖周辺に生息するホタルを観察しよう
6/5(日)	10:00～ 11:30	千波湖 ふれあい広場	千波湖岸にピオトープを作る
	13:00～ 15:00		どんな種類の外来魚が生息しているか調べよう
	15:00～ 16:00		子どもムシムシ探検隊とオオキンケイギク除去

定員/各100名(定員になり次第締切り) ※小学生以下は保護者同伴。 料金/無料 申込み/当日受付

問/県環境管理協会(☎248-7431)または市環境保全課(☎202-09154)

令和3年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況を公表します

情報公開制度は、市が保有している情報を、市民の皆さんに公開する制度です。また、個人情報保護制度は、皆さんの個人情報を取り扱うためのルールを定めるとともに、市が保有する自分の個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障するものです。情報公開センターでは、水戸市情報公開条例、水戸市個人情報保護条例に基づき、文書、図画、電磁的記録などの行政文書や、自分の個人情報の開示を請求することができます。ただし、官報や新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的とするものは、対象外です。

なお、開示の対象となる行政文書であっても、プライバシーに関わるものや、事務・事業を進めるうえで支障が生じるおそれがあるものについては、開示できない場合があります。
▼写しの交付
料金/1ページにつきA4判10円、A3判20円
問合せ/情報公開センター(☎224-1111、内線1329)、総務法制課(☎232-9116)

▼情報公開制度に関するもの(請求・決定の件数) 令和4年4月1日現在

実施機関名	請求の件数	決定の区分							審査請求	
		全部開示	部分開示	不開示	うち条例			うち不存在	処理件数	
					第7条該当	第10条該当	うち不存在			
市長	197	82	75	41	—	—	41	1	1	
消防局長	6	3	3	—	—	—	—	—	—	
上下水道事業管理者	7	4	3	—	—	—	—	—	—	
教育委員会	32	4	18	8	—	—	8	—	—	
農業委員会	7	1	4	2	—	—	2	—	—	
計	249	94	103	51	—	—	51	1	1	

※請求がなかった実施機関については、掲載していません。請求の件数には令和3年度に請求があったもので令和4年度に決定するもの9件を含み、決定の件数には令和2年度に請求があったもので令和3年度に決定したものの8件を含みます。

▼個人情報保護制度に関するもの(請求・決定の件数) 令和4年4月1日現在

実施機関名	請求の件数			決定の区分									審査請求		
	開示	訂正	利用停止	開示等						訂正等		利用停止等		処理件数	
				全部開示	部分開示	不開示	うち条例第14条該当	うち条例第17条該当	うち不存在	訂正	不訂正	利用停止	不利用停止		
市長	22	—	—	12	8	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1
消防局長	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	27	—	—	13	12	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1

※請求がなかった実施機関については、掲載していません。請求の件数には、令和3年度に請求があったもので令和4年度に決定したものの1件を含みます。